

## 富里市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱（案）の概要

被保険者が入院する場合で、収入が著しく減少し、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の実収入月額が生活保護法による基準生活費に130パーセントを乗じた額以下であり、かつ預貯金の総額が基準生活費の3か月以下であるとき、医療機関等へ支払う一部負担金を減免又は猶予するものです。

全額免除 ……実収入月額が基準生活費以下

2分の1減額 ……実収入月額が基準生活費の120パーセント以下

徴収猶予 ……実収入月額が基準生活費の120パーセントを超え、  
130パーセント以下である場合

※いずれも預貯金総額が基準生活費の3か月以下である場合に限る。

## 基準生活費具体例

## 世帯主（60歳）の単身世帯

時 期	基準生活費	
	持ち家の場合	賃貸の場合
4月～10月	61,640円	98,840円
11月～3月	64,030円	101,230円

## 世帯主（60歳）＋妻（55歳）

時 期	基準生活費	
	持ち家の場合	賃貸の場合
4月～10月	94,820円	143,220円
11月～3月	97,920円	146,320円

# 一部負担金減免事前チェックリスト

平成 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

	項 目	チェック欄	
1	被保険者証が交付されているか ※交付されていない場合は対象となりません	交付されている <input type="checkbox"/>	
2	過去1年以内に次のいずれかに該当することになったか。 (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、 障害者となり、又は資産に重大な損害を受けた (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他 これらに類する理由により収入が減少した (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があった	いずれかに該当 <input type="checkbox"/>	
3	国保世帯員が入院することとなったか ※外来分は含まれません	入院する <input type="checkbox"/>	
4	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の実収入月額合計はいくらか 世帯主 被保険者 給与 ( 円) 給与 ( 円) その他の収入( 円) その他の収入( 円)		
5	あなたの世帯の基準生活費はいくらか ※当該年度の生活保護基準表により算出 ①生活扶助(1類) + ②生活扶助(2類) + ③住宅扶助 ①( 円) + ②( 円) + ③( 円) = 円		
6	4の実収入月額と5の基準生活費は次に該当するか 実収入額( 円) ≤ 基準生活費( 円)	該当 <input type="checkbox"/>	免除
7	4の実収入月額と5の基準生活費は次に該当するか 実収入額( 円) ≤ 基準生活費 × 1.2( 円)	該当 <input type="checkbox"/>	1/2免除
8	4の実収入月額と5の基準生活費は次に該当するか 実収入額( 円) ≤ 基準生活費 × 1.3( 円)	該当 <input type="checkbox"/>	徴収猶予
9	預貯金の総額はいくらか 金融機関名 ( ) 残高( 円) 金融機関名 ( ) 残高( 円) 金融機関名 ( ) 残高( 円) 通帳の写しで確認 合計 円		
10	9の預貯金の総額と5の基準生活費は次に該当するか 預貯金総額( 円) ≤ 基準生活費 × 3か月分	該当 <input type="checkbox"/>	6・7・8の 区分に応じ減免

減免等の期間は、1か月単位の更新制で3か月を限度として減免等を行う。当該減免を受けるに至った事由が継続していると認める場合は、3か月を限度として延長することができる。